

独立行政法人国立病院機構客員研究員規程

(目的)

第1条 独立行政法人国立病院機構(以下「機構」という。)以外の研究機関等の研究者との研究及び学术交流の促進を図り、もって機構の臨床研究を推進するため、機構の客員研究員に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において許可権者とは、次表の左欄に掲げる事業場ごとに当該右欄に掲げる者をいう。

事業場	許可権者
本部	理事長
病院	院長 グループ担当理事

(資格)

第3条 客員研究員は、次の各号に掲げる者のうち、許可権者が客員研究員として適当と認めた者とする。

- 一 医療機関における医療従事者等のうち、高度の専門的な知識又は技術を有する者
- 二 民間企業における研究者のうち、高度の専門的な知識又は技術を有する者
- 三 大学及び公的研究機関における研究者のうち、高度の専門的な知識又は技術を有する者
- 四 海外の研究者で高度の専門的な知識又は技術を有する者
- 五 機構において研究に従事して退職した者又はこれに準ずると認められる者

(客員研究員研究申請書)

第4条 前条の規定による客員研究員として研究を希望する者は、別紙様式1の客員研究員研究申請書に履歴書その他許可権者が必要と認める書類を添付の上、許可権者に提出するものとする。

- 2 許可権者は、客員研究員研究申請書を受理したときには、当該申請者を客員研究員として適当と認めるか否かを審査し、適当と認めた者に対して別紙様式2により通知するものとする。

(活動範囲等)

第5条 客員研究員は、各事業場において活動できるものとする。ただし、病院における第3条第2号に規定する客員研究員については、臨床研究センター又は臨床研究部に限り受け入れるものとする。

2 客員研究員は、無給とする。

(研究内容)

第6条 客員研究員は、許可権者又は研究内容の協議につき許可権者の委任を受けた者（以下「許可権者等」という。）とその研究内容を協議するものとする。

(諸規程の遵守等)

第7条 客員研究員は、各事業場の諸規程等を遵守するとともに、研究設備及び消耗品等の使用については、許可権者等の指示によるものとする。

(研究期間)

第8条 客員研究員の研究期間は1年以内とし、客員研究員が別紙様式3の客員研究員研究期間延長申請書を提出した場合には、許可権者は必要に応じてこれを延長することができる。ただし、延長期間は過去の研究期間を含めて3年を限度とする。
2 前項の規定により研究期間の延長を許可された者には、別紙様式4により通知するものとする。

(研究の終了)

第9条 客員研究員は、研究期間の満了又はやむを得ない事情により研究の終了を希望するときは、別紙様式5の客員研究員研究終了報告書を許可権者に提出するものとする。
2 許可権者は、病院の業務に支障をきたすと認められる場合には、客員研究員の研究を中止させることができる。
3 第1項の規定により研究期間が満了した者には、別紙様式6により通知するものとする。
4 第1項及び第2項の規定により研究許可を取り消された者には、別紙様式7により通知するものとする。

(研究発表)

第10条 客員研究員は、各事業場で行った研究業績を、許可権者の許可を得て発表することができる。

(規程の実施)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第20号）

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。